

## 1 国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧（法第11条第1項）

NO	国又は地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	防衛省	自衛隊法第29条1項、同35条に基づく自衛官募集事務	平成24年6月4日～6日	・小田原市全域 (・平成6年4月2日～平成7年4月1日までの間に生まれたもの ・平成9年4月2日～平成10年4月1日までの間に生まれたもの)
2	防衛省	自衛隊法第29条1項、同36条に基づく自衛官募集事務	平成25年3月4日～8日、26日、28日	・小田原市全域 (・平成7年4月2日～平成8年4月1日までの間に生まれたもの ・平成10年4月2日～平成11年4月2日までの間に生まれたもの)